

令和8年3月9日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村本 健

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	水質検査ほか4件	足寄分屯地	8.4.1~9.3.31	8.3.9	8.3.18 1200	8.3.18 1300	全省庁統一資格は問わない	仕様書、調達要領指定書、見積書
2	産業廃棄物処理	契約相手方の指定する場所	8.4.1~9.3.31	8.3.9	8.3.18 1200	8.3.18 1300	全省庁統一資格は問わない	
3	産業廃棄物処理ほか2件	契約相手方の指定する場所	8.4.1~9.3.31	8.3.9	8.3.18 1200	8.3.18 1300	全省庁統一資格は問わない	

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒089-3725

北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊足寄分屯地 足寄弾薬支処会計科 担当：鎌塚

TEL：0156-25-5811（内線）347（自動音声の場合内線347#を押してください。）

FAX：0156-25-5811（内線）348

仕様書に関する問い合わせ 0156-25-5811（内線）242 担当：内田

※FAX送信の方は0156-25-5811をダイヤルし、ポーズを10回入力し、接続先FAX番号348を入力しておかけ下さい。

その他のお問い合わせは、211を押すか、そのまましばらくお待ちください。FAXが繋がらない場合はメールでも可能です。

メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
水質検査役務	2025E-2		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 7年 2月 21日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する水質検査役務（以下、“役務”という。）について必要な事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b) 法令等

水道法（以下、“法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 検査方法

a) 検査方法、その他必要事項は、法第20の6第2項、法施行規則第15条の4で定められている検査方法によるものとする。

b) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法に基づき、一般細菌及び大腸菌に関する検査については、浄水及び原水に関わらず試料採水後12時間以内に試験を行うものとし検査工程表を提出するものとする。

2.2 検査項目

検査項目は、表1及び表2による。

表1－浄水検査項目

番号	検査項目	番号	検査項目
1	一般細菌	26	ジブロモクロロメタン
2	大腸菌	27	臭素酸
3	カドミウム及びその化合物	28	総トリハロメタン
4	水銀及びその化合物	29	トリクロロ酢酸
5	セレン及びその化合物	30	ブロモジクロロメタン
6	鉛及びその化合物	31	ブromoホルム
7	ヒ素及びその化合物	32	ホルムアルデヒド
8	六価クロム化合物	33	亜鉛及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	34	アルミニウム及びその化合物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	35	鉄及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	36	銅及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	37	ナトリウム及びその化合物
13	ホウ素及びその化合物	38	マンガン及びその化合物
14	四塩化炭素	39	塩化物イオン
15	1, 4-ジオキサン	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	41	蒸発残留物
		42	陰イオン界面活性剤
17	ジクロロメタン	43	ジェオスミン
18	テトラクロロエチレン	44	2-メチルイソボルネオール
19	トリクロロエチレン	45	非イオン界面活性剤
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	46	フェノール類
		47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
21	ベンゼン	48	pH値
22	塩素酸	49	味
23	クロロ酢酸	50	臭気
24	クロロホルム	51	色度
25	ジクロロ酢酸	52	濁度

表2－原水検査項目

1	原水全項目（上記表1の番号22～32及び49を除く）
2	クリプトスポリジウム指標菌

2.3 実施項目

調達要領指定書によって指定する。

2.4 日程・回数

調達要領指定書によって指定する。

2.5 試料の採水

試料の採水に関しては、受注者が採水するものとする。ただし、受注者が遠方の場合に限り、試料の採水を発注者が行うことができる。

3 品質保証

検査は、発注者が定める、監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

本役務に必要な書類手続きは、遅滞なく実施し水質検査工程表・検査結果（各2部）は速やかに提出するものとする。

4.2 提出書類期限

調達要領指定書によって指定する。

4.2 役務諸経費

役務に関する諸経費（採水容器、運搬費等）はすべて受注者で負担するものとする。

4.3 疑義

本役務に関して、不明又は疑義が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。ただし軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 9 1 C E 2 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 6 E - 2

指 定 事 項

1 実 施 項 目 及 び 日 程 ・ 回 数

浄 水 9 項 目

検 査 項 目	検 査 日 程 ・ 回 数
・ 一般細菌	令和 8 年 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 8 ・ 9 ・ 1 0 1 1 ・ 1 2 月 令和 9 年 1 ・ 2 ・ 3 月 検 査 回 数 : 1 2 回
・ 大腸菌	
・ 塩化物イオン	
・ 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	
・ pH値	
・ 味	
・ 臭気	
・ 色度	
・ 濁度	

浄 水 1 4 項 目

検 査 項 目	検 査 日 程 ・ 回 数
・ シアン化物イオン及び塩化シアン	令和 8 年 6 ・ 9 ・ 1 2 月 令和 9 年 3 月 検 査 回 数 : 4 回
・ 臭素酸	
・ フッ素及びその化合物	
・ 塩素酸	
・ クロロ酢酸	
・ クロロホルム	
・ ジクロロ酢酸	
・ ジブromokクロロメタン	
・ 総トリハロメタン	
・ トリクロロ酢酸	
・ ブロモジクロロメタン	
・ ブロモホルム	
・ ホルムアルデヒド	
・ 蒸発残留物	

浄 水 5 項 目

検 査 項 目	検 査 日 程 ・ 回 数
・ ヒ素及びその化合物	令和 8 年 6 月 検 査 回 数 : 1 回
・ ナトリウム及びその化合物	
・ ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	
及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	
・ ジェオスミン	
・ 2-メチルイソボルネオール	

原 水 全 項 目

検 査 項 目	検 査 日 程 ・ 回 数
・ 原水全項目 (消毒副生物・味を除く 4 0 項目) (PFOS・PFOA含む)	令和 8 年 6 月 検 査 回 数 : 1 回

ク リ プ ト ス ポ リ ジ ウ ム 指 標 菌

検 査 項 目	検 査 日 程 ・ 回 数
・ 大腸菌	令和 8 年 6 ・ 9 ・ 1 2 月 令和 9 年 3 月 検 査 回 数 : 4 回
・ 嫌気性芽胞菌	

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 9 1 C E 2 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 6 E - 2

指 定 事 項

2

検 査 日 程	検 査 結 果 提 出 期 限
・ 令和 8 年 4 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 8 年 5 月 1 1 日
・ 令和 8 年 5 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 8 年 5 月 2 9 日
・ 令和 8 年 6 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ 浄水 5 項 目 原 水 全 項 目 (4 0 項 目) ・ クリプトスポリジウム指標菌)	・ 令和 8 年 6 月 3 0 日
・ 令和 8 年 7 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 8 年 7 月 3 1 日
・ 令和 8 年 8 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 8 年 8 月 3 1 日
・ 令和 8 年 9 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ クリプトスポリジウム指標菌)	・ 令和 8 年 9 月 3 0 日
・ 令和 8 年 1 0 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 8 年 1 0 月 2 9 日
・ 令和 8 年 1 1 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 8 年 1 1 月 3 0 日
・ 令和 8 年 1 2 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ クリプトスポリジウム指標菌)	・ 令和 9 年 1 月 8 日
・ 令和 9 年 1 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 9 年 1 月 3 0 日
・ 令和 9 年 2 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目)	・ 令和 9 年 2 月 2 6 日
・ 令和 9 年 3 月 分 水 質 検 査 (浄水 9 項 目 ・ 浄水 1 4 項 目 ・ クリプトスポリジウム指標菌)	・ 令和 9 年 3 月 3 1 日

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理		2026E-3	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和8年2月26日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する産業廃棄物処理（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

	産業廃棄物の種類	具体例・説明
産 業 廃 棄 物	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他焼却残さ
	汚泥	ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等
	廃アルカリ	写真現象廃液、廃ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液等
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラス・コンクリート・陶器くず	ガラス類、コンクリートブロックくず、レンガくず等
	鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰等
	がれき類	コンクリート、スファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
	紙くず	建設・パルプ製造・製紙業等から生ずる紙くず
	木くず	建設・パルプ製造・輸入木材卸売業等から生ずる木材片等
	繊維くず	建設業・繊維工業から生ずる木綿くず等
動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等	

表1－種類（続き）

産業廃棄物	動物系固形不要物	処分した獣畜等に係る固形状の不要物	
	動物のふん尿	畜産農業から排出される家畜等のふん尿	
	動物の死体	畜産農業から排出される家畜等の死体	
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類，灯油類，軽油類	
	廃酸	PH2.0以下の酸性廃液	
	廃アルカリ	PH12.5以上のアルカリ性廃液	
	感染性産業廃棄物	病院，診療所などにおいて生じた感染性産業廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥，廃油，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず及び陶器くず。	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃液
		PCB汚染物	PCBが塗布または染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず又は、PCBが付着又は封入された廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、がれき類
		PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設、輸入された事業活動等により生じた石綿に係る廃棄物
		廃棄物処理法施行令別表第3に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で指定されるもの	
	輸入廃棄物	廃棄物処理法施行令第2条の4第9～11号において指定されるもの	
注記 細部については廃棄物処理法施行令第2条の4参照			

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

処分する廃棄物の種類・処分数量・希望搬入時期・時間帯などの一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。尚、処分数量は予定数量とする。

2.2 処理の区分

処理の区分は処分のみとし、廃棄物の運搬は発注者が実施する。

2.3 処理基準

処理基準は次によるほか、受注者は法及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領によるほか、受注者は本役務終了後、監督官または検査官に管理票（E票）を提出し、役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、管理票（B2・D・E票）とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに検査官へ提出するものとする。

4.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、検査官の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 9 1 C E 2 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 6 E - 3

指 定 事 項

1 産業廃棄物の種類・数量及び性状

廃棄物の種類	産業廃棄物の性状	処分予定数量	細 別	荷 姿
混合廃棄物	廃プラスチック類	300 kg	食品等付着物有	ポリ袋

2 搬入時期および時間帯

別途調整とする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理		2026E-4	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 2 月 26 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する産業廃棄物処理（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

	産業廃棄物の種類	具体例・説明
産 業 廃 棄 物	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他焼却残さ
	汚泥	ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等
	廃アルカリ	写真現象廃液、廃ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液等
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラス・コンクリート・陶器くず	ガラス類、コンクリートブロックくず、レンガくず等
	鋳さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰等
	がれき類	コンクリート、スファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
	紙くず	建設・パルプ製造・製紙業等から生ずる紙くず
	木くず	建設・パルプ製造・輸入木材卸売業等から生ずる木材片等
繊維くず	建設業・繊維工業から生ずる木綿くず等	
動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等	

表1－種類（続き）

産業廃棄物	動物系固形不要物	処分した獣畜等に係る固形状の不要物	
	動物のふん尿	畜産農業から排出される家畜等のふん尿	
	動物の死体	畜産農業から排出される家畜等の死体	
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類，灯油類，軽油類	
	廃酸	PH2.0以下の酸性廃液	
	廃アルカリ	PH12.5以上のアルカリ性廃液	
	感染性産業廃棄物	病院，診療所などにおいて生じた感染性産業廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥，廃油，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず及び陶器くず。	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃液
		PCB汚染物	PCBが塗布または染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず又は、PCBが付着又は封入された廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、がれき類
		PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設、輸入された事業活動等により生じた石綿に係る廃棄物
		廃棄物処理法施行令別表第3に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で指定されるもの	
	輸入廃棄物	廃棄物処理法施行令第2条の4第9～11号において指定されるもの	
注記 細部については廃棄物処理法施行令第2条の4参照			

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

処分する廃棄物の種類・処分数量・希望搬入時期・時間帯などの一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。尚、処分数量は予定数量とする。

2.2 処理の区分

処理の区分は処分のみとし、廃棄物の運搬は発注者が実施する。

2.3 処理基準

処理基準は次によるほか、受注者は法及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

- a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領によるほか、受注者は本役務終了後、監督官または検査官に管理票（E票）を提出し、役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、管理票（B2・D・E票）とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに検査官へ提出するものとする。

4.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、検査官の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 3 7 9 1 C E 2 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 6 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 6 E - 4

指 定 事 項

1 産 業 廃 棄 物 の 種 類 ・ 数 量 及 び 性 状

廃棄物の種類	産業廃棄物の性状	処分子定数量	細 別	荷 姿
廃プラスチック類・紙 木くず・金属等	混合廃棄物	200 kg	付着物有	ポリ袋等・バラ
廃プラスチック類	プラスチック類	200 kg	15cm 以上	ポリ袋等・バラ
廃プラスチック類	発砲スチロール	20 kg		ポリ袋等・バラ

2 搬入時期および時間帯

別途調整とする。

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥ 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
水質検査	仕様書のとおり（浄水9項目）	ST	12		
水質検査	仕様書のとおり（浄水14項目）	ST	4		
水質検査	仕様書のとおり（浄水5項目）	ST	1		
水質検査	仕様書のとおり（原水40項目）	ST	1		
水質検査	仕様書のとおり（クリプトス ポリジウム指標菌検査）	ST	4		
	以下余白				
納入（履行） 場 所	足寄分屯地	納 期 (履行期限)	8. 4. 1～9. 3. 31		
契約保証金	(免 除)	入札（見積）書有効期間	/		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。

見 積 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

見積金額¥ 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
産業廃棄物処理	仕様書のとおり（廃プラスチック類食品等付着物有）	KG	300		
	以 下 余 白				
納 入（ 履 行 ） 場 所	契約相手方の指定する場所	納 期 (履 行 期 限)	8. 4. 1～9. 3. 31		
契 約 保 証 金	(免 除)	入札（見積）書有効期間	/		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。

見 積 書

件名リスト一連番号	3
-----------	---

見積金額¥ 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
産業廃棄物処理	仕様書のとおり (混合廃棄物)	KG	200		
産業廃棄物処理	仕様書のとおり (廃プラスチック)	KG	200		
産業廃棄物処理	仕様書のとおり (発砲スチロール)	KG	20		
	以 下 余 白				
納 入 (履 行) 場 所	契約相手方の指定する場所	納 期 (履 行 期 限)	8. 4. 1～9. 3. 31		
契 約 保 証 金	(免 除)	入札 (見積) 書有効期間	/		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長 村 本 健 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。